

京都市契約事務規則第28条の10第1項の規定に基づき、次のとおり契約の相手方等について公告します。

平成19年5月25日

京都市長 梶本 頼兼

[掲載順序]

- 1 物品の名称
  - 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - 3 契約の相手方を決定した日
  - 4 契約の相手方の名称及び所在地
  - 5 契約金額
  - 6 契約の相手方を決定した手続
  - 7 随意契約の場合は、随意契約によることとした理由
- 
- 1 市政広報テレビ番組の制作・放送及びインターネット動画配信の委託
  - 2 京都市総合企画局市長公室広報課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
  - 3 平成19年 3月30日
  - 4 株式会社電通 京都市中京区御池通麩屋町西入上白山町259
  - 5 46,886,992円
  - 6 随意契約
  - 7 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号

(総合企画局市長公室広報課)